

議案第 78 号

亀山市職員給与条例の一部改正について

亀山市職員給与条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市職員給与条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市職員給与条例（平成17年亀山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の130」の次に「、12月に支給する場合においては100分の125」を加え、同条第3項中「100分の130」の次に「」とあり、及び「100分の125」を加える。

第2条 亀山市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第44条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の130」とあり、及び「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する